森議員

問

1．元北小の有効活用の思考は
2．利用制限は
3．会合の継続は

質問　元北小学校の跡地の利用についてお伺いいたします。

町長　元本川根北小学校の有効活用については、重要な課題でありますので、課長職以上で組織する庁内の町有財産有効活用検討委員会で定期的に検討を重ねているところです。又、地元奥泉地区からも11月1日に要望・意見書を提出していただきました。その中で、元北小学校区の大間、接岨奥泉・大谷区の北部4区で協議したい旨の意見がありましたので、紅葉シーズンが終了する12月19日頃、区の役員の方と協議する予定でいます。町といたしましても、林間学校研修など、宿泊もできる施設など幾つかの活用案があります。

又、この施設のある北部地区には寸又峡や接岨峡などあり、多くの観光客が訪れていますが、地形的、地理的条件から地震等の災害時に孤立する不安もありますので、避難所防災の拠点施設としての活用についても検討をしております。しかし施設の有効活用には、1億円程度の耐震工事が必要となります。公共施設の耐震化への財源としては、県の公共施設耐震補強事業費補助金や地域防災計画での避難所として指定される公共施設について、町債として防災対策事業債を活用することができますが、町費の持ち出しも必要となり、維持管理費に合わせて元利償還金も必要となります。校舎取り壊しには、約5千万円程度の工事費が必要となります。又、地元、町の要望が固まっていない段階で、町外の利用者に全面的な貸し出しをするということも地元の合意、今後の活用方法にも課題がありますので、現在、町外の利用者との協議は、一時中断という形になっております。

答

1．研修、宿泊等の施設も
2．営利利用には制約が
3．協議会の組織も

総務課長　国庫補助金を受けて建設した建物等を財産処分するには、文部科学大臣の承認が必要となります。尚この処分制限期間は60年であり、約30年を経過したところです。

質問　施設を利用できるもの、できないものはどのようなものがあるのか。

町長　地域が関与して公共的な活用方法、特定の例えば企業が営利のために使う場合には、ある程度補助金の返還とか、さまざまな制約があると思います。公共的に利用する場合には、特に役場、第3セクターとかNPOに関しては、制約はそれほど現在ではきつくないと考えております。

質問　4区の方との話し合い、一回限りにしないで協議会とか行政を考える会というような形に持っていくつもりはないのか。

町長　合会はやっておりませんので、その後のことに関しては、特にするとか、しないというのは持っておりません。必要があれば協議会を持って継続的に考えていく、あるいは、地元としても一定の方向が出れば個別の連絡なり、区を通して連絡等さまざまなルートがあろうかと思います。今の時点では、どのような方向になるのかということは特に決めておりません。19日の地区の方々の要望を含めて、今後については、具体的な利用の検討とあわせて、そういった組織についても、そのときの意見等を参考にしたいと考えております。

北小閉校式